

第11回定期総会議事録	
1、日時	平成30年11月28日(水)
2、場所	中津市役所 3階 大会議室
3、出席委員	1番橋本(省)委員、2番高倉委員、4番義経委員、5番植山委員、6番田畑委員、7番中原委員、9番田上委員、10番小野委員、11番門脇委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番長尾委員、15番村上委員、最適化推進員6名(橋本、宮瀬、黒土、奥、武本、上永)
4、欠席委員	3番坪根委員、8番石川委員
5、事務局	福永局長、中春次長、梶原次長、羽田野、高倉
6、議題	別紙議案書のとおり。
7、開会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	1番橋本(省)委員、11番門脇委員
福永局長	資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中13名の出席であります。議長よろしくお願ひ致します。
中原会長	おはようございます。
議長	では議事録署名委員ですが、議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議長	それでは、1番橋本(省)委員、11番門脇委員にお願いします。
議案審議 議第1号 議長	議第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 1番の読み上げを事務局お願いします。
事務局(高倉)	1番議案朗読
議長	議第1号 農地法第18条第6項の規定の1番について義経委員に調査報告をお願いします。
4番(義経)	報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。審議お願いします。

議 長	1 番について義経委員の調査報告のとおりです。ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 1 番は許可と致します。議事参与により橋本(省)委員は退出をお願いします。では 2 番について事務局をお願いします。
事務局(高倉)	2 番議案朗読
議 長	2 番について田畑委員に調査報告をお願いします。
6 番(田畑)	2 番について報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は 3 条申請です。審議の程お願い致します。
議 長	2 番について、田畑委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号 2 番は許可と致します。橋本委員は入室をお願いします。では、3 から 5 番について事務局をお願いします。
事務局(高倉)	3 から 5 番議案朗読
議 長	3 から 5 番について上永推進委員に調査報告をお願いします。
上永推進委員	3 から 5 番について報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。審議の程お願い致します。
議 長	3 から 5 番について、上永推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)

議 長	ご異議ありませんので、議第1号3、4、5番は許可と致します。それでは、6番を事務局お願いします。
事務局(高倉)	6番議案朗読
議 長	6番について田上委員に調査報告をお願いします。
9番(田上)	6番について報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。審議の程お願い致します。
議 長	6番について、田上委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第1号6番は許可と致します。それでは、7番から10番まで議案の説明を事務局お願いします。
事務局(高倉)	7から10番議案朗読
議 長	7から10番について門脇委員に調査報告をお願いします。
11番(門脇)	7から10番について報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。7、8番は、解約後は5条申請です。審議の程お願い致します。
議 長	7から10番について、門脇委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第1号7から10番は許可と致します。それでは、11番議案の説明を事務局お願いします。
事務局(高倉)	11番議案朗読
議 長	11番について百停委員に調査報告をお願いします。

12 番 (百停)		11 番について報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。審議の程お願い致します。
議	長	11 番について、百停委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	ご異議ありませんので、議第 1 号 11 番は許可と致します。それでは、12 番議案の説明を事務局お願いします。
事務局(高倉)		12 番議案朗読
議	長	12 番について長尾委員に調査報告をお願いします。
14 番 (長尾)		12 番について報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。審議の程お願い致します。
議	長	12 番について、長尾委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	ご異議ありませんので、議第 1 号 12 番は許可と致します。
議案審議 議第 2 号		空き家バンク付随農地について
議	長	空き家バンク付随農地について事務局お願いします。
事務局(高倉)		1 番朗読
議	長	1 番について、事務局からの説明ですが、ご異議ありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	ご異議ありませんので、1 番は承認致します。

<p>議案審議 議第 3 号 議 長</p>	<p>農用地利用集積計画（案）について 議第 3 号農地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当者、説明をお願いします。</p>
<p>農政振興課 (藤中) 議 長</p>	<p>(農政振興課 担当 説明)</p> <p>只今説明のありました平成 30 年（11 月分）農用地利用集積計画（案）の利用権設定について、皆様、ご意見ございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご意見ありませんので、議第 3 号平成 30 年（11 月分）農用地利用集積計画（案）の利用権設定については承認と致します。</p>
<p>議案審議 議第 4 号 議 長</p>	<p>農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 議第 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について事務局は 1 番をお願いします。</p>
<p>事務局(高倉)</p>	<p>1 番を朗読</p>
<p>議 長 2 番（高倉）</p>	<p>議第 4 号 1 番についての調査報告を高倉委員をお願いします。</p> <p>(1 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしておりますので何ら問題はないと思われれます。審議お願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 4 号 1 番については高倉委員の調査報告のとおりですが、質疑等はありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>

議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 1 番については許可と致します。続きまして 2 番を事務局お願いします。議事参与により黒土推進委員は退出をお願いします。
事務局(高倉)	2 番を朗読
議 長	議第 4 号 2 番についての調査報告を義経委員にお願いします。
4 番 (義経)	(2 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われま す。審議お願い致します。
議 長	議第 4 号 2 番については、義経委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 2 番は許可と致します。黒土推進委員入室をお願いします。続きまして 3 番を事務局お願いします。
事務局(高倉)	3 番を朗読
議 長	議第 4 号 3 番についての調査報告を義経委員にお願いします。
4 番(義経)	(3 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件も満たしており問題はないかと思われま す。
議 長	議第 4 号 3 番については、義経委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 3 番は許可と致します。続きまして 4 番を事務局お願いします。
事務局(高倉)	4 番を朗読

議 長	議第 4 号 4 番についての調査報告を植山委員にお願いします。
5 番(植山)	(4 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしておりますので問題はないと思われ ます。審議お願い致します。
議 長	議第 4 号 4 番については、植山委員の調査報告のとおりですが質疑等 はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 4 番は許可と致します。続きまして 5 番 を事務局お願いします。議事参与により橋本委員は退出をお願いします。
事務局(高倉)	5 番を朗読
議 長	議第 4 号 5 番についての調査報告を田畑委員にお願いします。
6 番 (田畑)	(5 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしておりますので何ら問題はないと思わ れます。審議お願い致します。
議 長	議第 4 号 5 番については田畑委員の調査報告のとおりですが、質疑等 はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 5 番については許可と致します。橋本委 員入室をお願いします。続きまして 6 番を事務局お願いします。
事務局(高倉)	6 番を朗読
議 長	議第 4 号 6 番についての調査報告を田畑委員にお願いします。

6 番 (田畑)	(6 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われます。 審議お願い致します。
議 長	議第 4 号 6 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 6 番は許可と致します。続きまして 7、8 番を事務局お願いします。
事務局(高倉)	7、8 番を朗読
議 長	議第 4 号 7、8 番についての調査報告を長尾委員にお願いします。
14 番(長尾)	(7、8 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件も満たしており問題はないかと思われます。審議お願い致します。
議 長	議第 4 号 7、8 番については、長尾委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 7、8 番は許可と致します。
議案審議 議第 5 号	
議 長	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について それでは 1 から 4 番を事務局お願いします。
事務局 (中春)	1 から 4 番を朗読
議 長	議第 5 号 1 から 4 番についての調査報告を橋本委員にお願いします。

<p>1 番(橋本)</p> <p>議 長</p> <p>全委員</p> <p>議 長</p> <p>事務局 (中春)</p> <p>議 長</p> <p>橋本推進委員</p> <p>議 長</p> <p>全委員</p> <p>議 長</p>	<p>(1 番現地について説明)</p> <p>転用目的は宅地分譲(2 区画)及び駐車場用地です。排水は公共下水へ、雨水排水につきましては隣接する水路に放流です。周辺に農地はありません。</p> <p>(2 番現地について説明)</p> <p>転用目的は賃貸共同住宅用地 (2 棟) です。排水は公共下水へ、雨水排水につきましては隣接する水路に放流です。</p> <p>(3、4 番現地について説明)</p> <p>転用目的は造成をして企業用地です。</p> <p>以上審議お願いします。</p> <p>議第 5 号 1 から 4 番については、橋本委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ありませんので、議第 5 号 1 から 4 番については許可相当とし、県に進達致します。議事参与により橋本 (省) 委員は退出をお願いします。では次に 5 番を事務局お願いします。</p> <p>5 番を朗読</p> <p>議第 5 号 5 番についての調査報告を橋本推進委員お願いします。</p> <p>(5 番現地について説明)</p> <p>転用目的は社員の福利厚生施設用地です。 隣地の承諾書も添付されており、問題ないと思われます。以上審議お願いします。</p> <p>議第 5 号 5 番については、橋本推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ありませんので、議第 5 号 5 番については許可相当とし、県に進達致します。橋本委員入室をお願いします。では 6 番を事務局お願いします。</p>
---	--

事務局（中春）	6 番を朗読
議 長	議第 5 号 6 番についての調査報告を宮瀬推進委員お願いします。
宮瀬推進委員	(6 番現地について説明) 転用目的は遺跡発掘調査用地の一時転用です。審議の程よろしく お願いします。
議 長	議第 5 号 6 番については、宮瀬推進委員の調査報告のとおりですが、 ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 6 番については許可相当とし、県に 進達致します。それでは、7 番を事務局お願いします。
事務局（中春）	7 番を朗読
議 長	議第 5 号 7 番についての調査報告を高倉委員お願いします。
2 番（高倉）	(7 番現地について説明) 7 番の転用目的は宅地分譲用地です。排水は隣接する水路に放流で、特 に問題ないと思われます。審議をお願いします。
議 長	議第 5 号 7 番については、高倉委員の調査報告のとおりですが、ご異 議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 7 番については許可相当とし、県に 進達致します。それでは、8 番事務局お願いします。
事務局（中春）	8 番を朗読
議 長	議第 5 号 8 番についての調査報告を義経委員お願いします。

<p>4 番（義経）</p> <p>議 長</p> <p>全委員</p> <p>議 長</p> <p>事務局（中春）</p> <p>議 長</p>	<p>（8 番現地について説明）</p> <p>周囲に農地はありません。生活排水は、合併浄化槽、雨水については、道路の側溝に放流します。特に問題ないと思われます。審議をお願いします。</p> <p>議第 5 号 8 番については、義経委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>ご異議ありませんので、議第 5 号 8 番については許可相当とし、県に進達致します。それでは 9 番事務局お願いします。</p> <p>9 番を朗読</p> <p>議第 5 号 9 番についての調査報告を田畑委員お願いします。</p>
<p>6 番（田畑）</p> <p>議 長</p> <p>全委員</p> <p>議 長</p> <p>事務局（中春）</p> <p>議 長</p>	<p>（9 番現地について説明）</p> <p>転用目的は一般住宅・進入路及び排水路用地です。境界もはっきりしております。生活排水は合併浄化槽を配置し、道路側溝に流します。雨水も同様に道路側溝に流します。周辺の農地に影響はありませんので、特に問題ないと思われますので審議をお願いします。</p> <p>議第 5 号 9 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>ご異議ありませんので、議第 5 号 9 番については許可相当とし、県に進達致します。それでは、10 番事務局お願いします。</p> <p>10 番を朗読</p> <p>議第 5 号 10 番についての調査報告を上永推進委員お願いします。</p>

上永推進委員	(10番現地について説明) 現地確認済みです。排水、隣接地の境界についてもはっきりしており、特に問題ないと思われます。審議をお願いします。
議 長	議第5号10番については、上永推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第5号10番については許可相当とし、県に進達致します。それでは11番事務局をお願いします。
事務局(中春)	11番を朗読
議 長	議第5号11番についての調査報告を門脇委員をお願いします。
11番(門脇)	(11番現地について説明) 転用目的は工事用の仮設備・詰所です。3年後にまた田に戻すとの事です。現地確認済みです。特に問題ないと思われますので審議をお願いします。
議 長	議第5号11番については、門脇委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第5号11番については許可相当とし、県に進達致します。
議案審議 議第6号	非農地証明願に関する件について。
議 長	1番から5番まで事務局をお願いします。
事務局(高倉)	1番から5番を朗読
議 長	議第6号1番から5番について事務局の報告のとおりですが、ご異議はありませんか。

<p>議 長</p>	<p>ご異議はありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので、議第 6 号非農地証明願に関する件について、1 番から 5 番を適当とし、証明を発行致します</p>
<p>議案審議 議第 7 号 議 長</p>	<p>議第 7 号その他について事務局よりお願いします。</p>
<p>福永局長</p>	<p>議第 7 号 (別紙議案のとおり)</p>
<p>議 長 事務局 (高倉)</p>	<p>それでは今回の総括を致します。 議第 1 号農地法 18 条第 6 項に規定による通知に関する件について、 1 番から 12 番については許可と致します。 議第 2 号空家バンク付随農地に関する件については全て承認と致します。 議第 3 号農用地利用集積計画 (案) については全て承認と致します。 議第 4 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番から 8 番については許可と致します。 議第 5 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番から 11 番については許可相当として県に進達致します。 議第 6 号非農地証明願に関する件について 1 番から 5 番については承認と致します。 以上を持ちまして、平成 30 年第 11 回定期総会を閉会します。 (終 午前 10 時 30 分)</p>